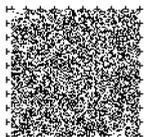
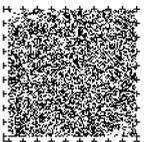


第3章 施策の展開





1 重点課題

基本理念を実現するために区が取り組むべき課題のうち、今後の3年間で優先的に取り組んでいく課題を重点課題として決めました。

それぞれの重点課題を解決していくための主な個別施策を重点施策として位置付け、積極的な取組を行っていきます。

重点課題1 地域での暮らしを支える場の機能強化

本人や介護者の高齢化、障がいの重度化等が進む中、「親なき後」も見据えて、地域での暮らしを支える体制を整備し、安心感を確保していく必要があります。

特に、医療的ケアの必要な方や発達障がい者など、多様化・複合化するニーズに応じて支援体制を整備していくことが大きな課題となっています。

そのため、短期入所施設等の緊急時の受入体制や、特別支援学校の卒業生等が利用する生活介護施設など、地域での暮らしを支える場の機能強化に取り組んでいきます。

また、障がい者総合サポートセンターの増築工事を行い、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所や学齢期の発達障がい児支援の機能を整備し（平成31年3月開設予定）、障がい者の生活を総合的に支援する拠点としての機能を充実させていきます。

さらに、区立障がい者施設の機能見直しや強化、既存の建物や公有地の有効活用による事業の実施等を検討していきます。

【課題解決に向けた重点施策】

- 日中活動の場の整備
- 緊急時の受入体制の充実



重点課題2

地域における包括的な支援体制の構築

障がい者と要介護の親の世帯への支援など、複合的な課題を抱える方々に適切な支援を行っていくため、それぞれの分野で縦割りの支援をするのではなく、包括的に支援する体制を構築する必要があります。

そのため、障がい者総合サポートセンターをネットワークの「核」として、地域における包括的な支援体制を構築していきます。

相談、就労、グループホーム等の様々なネットワークを活用・強化しながら、地域における有機的な連携体制を構築していくとともに、様々なニーズに的確に応え、質の高いサービスを提供できる人材の育成に取り組んでいきます。

【課題解決に向けた重点施策】

- サービスの質の確保・向上
- 地域ネットワークの充実

重点課題3

権利擁護の推進

障がいの有無にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、差別や虐待のない社会の実現が求められています。

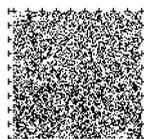
そのため、障がい者の権利を擁護し、促進するための取組を推進していきます。

障がいを理由とする差別の解消の推進に向けて、障害者差別解消法の周知や障がいに対する理解啓発等に取り組んでいきます。

また、障がい者虐待の防止に関する知識の普及を図るとともに、虐待の未然防止から、早期発見・早期解決、加害者への対応まで含めて、総合的な支援体制を整備していきます。

【課題解決に向けた重点施策】

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障がい者虐待防止等の推進



2 施策の体系

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標に基づき推進する施策を定めました。

【基本目標1】 自分らしく暮らせるまち

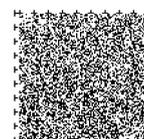
- ◀ (1) 日中活動の場の整備 (⇒49 ページ) **重点**
- ◀ (2) 緊急時の受入体制の充実 (⇒50 ページ) **重点**
- ◀ (3) 居住の場の確保・充実 (⇒52 ページ)
- ◀ (4) サービスの質の確保・向上 (⇒53 ページ) **重点**
- ◀ (5) 就労支援の充実 (⇒54 ページ)
- ◀ (6) 地域生活移行支援の充実 (⇒55 ページ)
- ◀ (7) 余暇活動の充実 (⇒56 ページ)
- ◀ (8) 保健・医療の充実 (⇒58 ページ)
- ◀ (9) 教育の充実 (⇒59 ページ)
- ◀ (10) 保育の充実 (⇒60 ページ)
- ◀ (11) 発達障がい者支援の充実 (⇒61 ページ)
- ◀ (12) 高次脳機能障がい者支援の充実 (⇒62 ページ)

【基本目標2】 とともに支え合い暮らせるまち

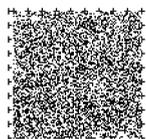
- ◀ (1) 相談支援の充実 (⇒63 ページ)
- ◀ (2) 地域ネットワークの充実 (⇒64 ページ) **重点**
- ◀ (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (⇒65 ページ) **重点**
- ◀ (4) 地域との交流の充実 (⇒67 ページ)

【基本目標3】 安全・安心に暮らせるまち

- ◀ (1) 災害時相互支援体制の整備 (⇒68 ページ)
- ◀ (2) 福祉避難所の体制整備 (⇒70 ページ)
- ◀ (3) 防犯対策の充実 (⇒71 ページ)
- ◀ (4) 消費者トラブル防止体制の推進 (⇒72 ページ)
- ◀ (5) 障がい者虐待防止等の推進 (⇒73 ページ) **重点**
- ◀ (6) 成年後見制度利用支援の充実 (⇒74 ページ)
- ◀ (7) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (⇒75 ページ)



◆施策の体系図



取組内容

○区立施設の機能見直し・強化 ○民間事業者の整備支援

○短期入所事業の充実 ○緊急一時保護事業の実施・見直し

○グループホームの整備支援 ○グループホームの運営支援 ○住宅確保の支援

○福祉人材の育成・定着支援 ○指導検査等の実施 ○福祉サービス第三者評価の受審促進

○就労支援ネットワークの充実 ○就労促進・定着支援事業の推進

○地域生活移行支援体制の充実 ○つばさホーム前の浦の機能強化

○余暇活動支援の充実 ○障がい者スポーツの推進

○早期発見・早期支援の推進 ○精神障がい者への支援の充実
○難病患者への支援の充実 ○医療的ケアの必要な方の在宅生活支援の充実

○幼児教育の振興 ○就学・教育相談の充実 ○特別支援教育の充実

○統合保育の充実 ○学童保育室での受入体制の充実

○発達支援の充実 ○発達支援ネットワークの充実 ○発達障がいの理解啓発の推進

○障がい特性に応じた支援の充実 ○関係機関との連携強化 ○高次脳機能障がいの理解啓発の推進

○相談支援体制の強化 ○ケアマネジメント能力の向上 ○ピアカウンセラー・相談員の活動推進

○障がい者総合サポートセンターを「核」とした地域ネットワークの構築 ○自立支援協議会の運営

○行政サービス等における合理的配慮の推進 ○障がい者差別解消支援地域協議会の充実
○障がい者差別解消のための啓発活動の推進

○しょうがい者の日のつどい・障害者福祉強調月間の実施 ○地域交流事業の実施

○要配慮者及び避難行動要支援者支援の推進 ○災害時相互支援意識の普及啓発

○福祉避難所備蓄品の配備 ○福祉避難所開設訓練の推進

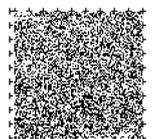
○福祉施設等の安全体制の確保 ○振り込め詐欺等防止のための啓発活動の推進

○関係機関との情報共有 ○消費者トラブル防止のための啓発活動の推進

○障がい者虐待防止研修の実施 ○障がい者虐待防止のための啓発活動の推進
○障がい者虐待への対応実施

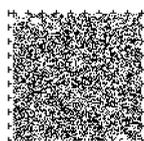
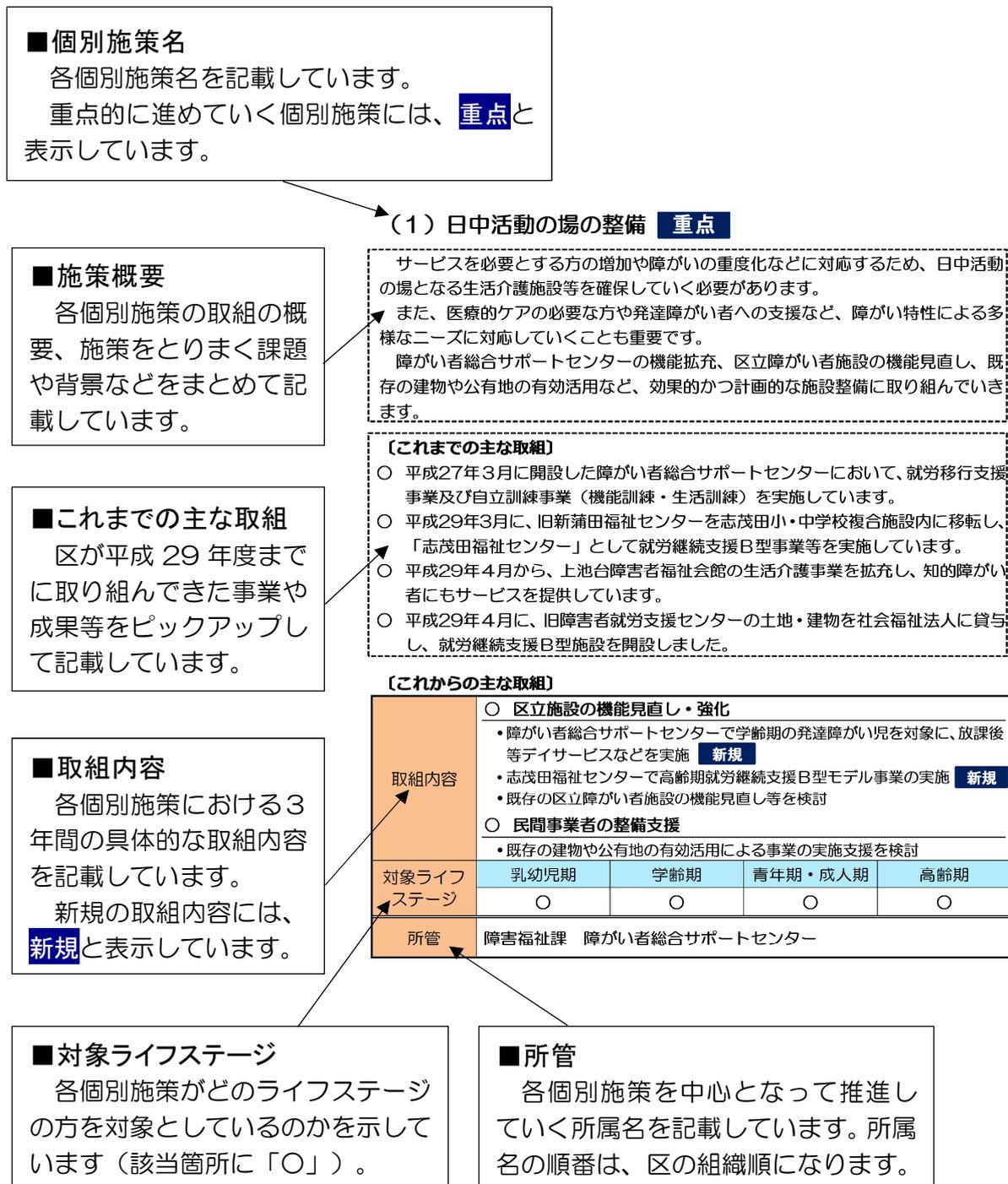
○成年後見制度の利用促進

○地域力を活かしたまちづくりパートナー活動の推進 ○心のバリアフリーの促進
○ユニバーサルデザインに配慮した区民サービスの改善



3 個別施策

個別施策ページでは、各個別施策の具体的な取組内容等を掲載しています。
個別施策ページの見方は、以下のとおりです。



【基本目標1】 自分らしく暮らせるまち

(1) 日中活動の場の整備 **重点**

サービスを必要とする方の増加や障がいの重度化などに対応するため、日中活動の場となる生活介護施設等を確保していく必要があります。

また、医療的ケアの必要な方や発達障がい者への支援など、障がい特性による多様なニーズに対応していくことも重要です。

障がい者総合サポートセンターの機能拡充、区立障がい者施設の機能見直し、既存の建物や公有地の有効活用など、効果的かつ計画的な施設整備に取り組んでいきます。

【これまでの主な取組】

- 平成27年3月に開設した障がい者総合サポートセンターにおいて、就労移行支援事業及び自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）を実施しています。
- 平成29年3月に、旧新蒲田福祉センターを志茂田小・中学校複合施設内に移転し、「志茂田福祉センター」として就労継続支援B型事業等を実施しています。
- 平成29年4月から、上池台障害者福祉会館の生活介護事業を拡充し、知的障がい者にもサービスを提供しています。
- 平成29年4月に、旧障害者就労支援センターの土地・建物を社会福祉法人に貸与し、就労継続支援B型施設を開設しました。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 区立施設の機能見直し・強化			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターで学齢期の発達障がい児を対象に、放課後等デイサービスなどを実施 新規 ・志茂田福祉センターで高齢期就労継続支援B型モデル事業の実施 新規 ・既存の区立障がい者施設の機能見直し等を検討 			
対象ライフ ステージ	○ 民間事業者の整備支援			
	・既存の建物や公有地の有効活用による事業の実施支援を検討			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター			



（２）緊急時の受入体制の充実 **重点**

障がい者の在宅生活を支えるため、緊急時に安心して頼れる場を確保していく必要があります。

平成 30 年1月1日現在、区内には、短期入所施設が5か所、緊急一時保護施設が1か所ありますが、稼働率が高い施設もあり、今後も多くの需要が見込まれます。

また、区内には、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者が利用できる施設がないため、緊急時の受け入れ先を確保することが難しい状況もあります。

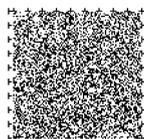
障がい者総合サポートセンターの増築工事を行い、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所の機能を整備するほか、つばさホーム前の浦の機能見直しの検討などに取り組んでいきます。

【これまでの主な取組】

- 短期入所のサービスを提供する区内の事業者に対し、運営費等の補助を実施しています。
- 家族等の事情により、一時的に家庭における介護が困難になった方を保護する区独自の制度として緊急一時保護事業を実施しています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 短期入所事業の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターで医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所を実施 新規 ・つばさホーム前の浦の機能見直しの検討 ・区内の事業者に対する補助制度の見直しの検討 			
対象ライフ ステージ	○ 緊急一時保護事業の実施・見直し			
	<ul style="list-style-type: none"> ・つばさホーム前の浦の緊急時対応の強化 ・登録介護人による緊急一時保護事業の実施 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター			



コラム②

～ 障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ ～

「障がい者総合サポートセンター（愛称：さぽーとぴあ）」は、障がいの暮らしを総合的に支える拠点施設として、平成27年3月1日に開設しました。

障がいの自立と社会参加を促進し、障がいのある人もない人もともに支え合う社会の実現をめざして取組を進めています。

● 事業の概要

【相談支援部門】

区の相談支援の中核として、相談支援事業、区内福祉従事者の人材育成研修、障がい者虐待対応などを行っています。

【居住支援部門】

自立訓練事業として、機能訓練と生活訓練を行っています。

【地域交流支援部門】

「声の図書室」として、点字・録音図書の貸し出しや閲覧、対面朗読サービス等を行っています。

また、障がいのある人もない人も楽しめる料理、スポーツといった様々な余暇活動を提供しています。

【就労支援部門】

障がいの就労に関する相談、一般就労に向けた訓練、就労後の職場定着支援などを行っています。



さぽーとぴあスペシャル・デーの様子

● 今後の展望

障がい者総合サポートセンターの機能拡充に向けて、平成31年3月の開設をめざし、増築工事を行っています。

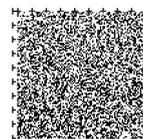
ここでは、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所と学齢期の発達障がい児の相談、療育等の支援を行っていきます。

増築工事の完成をもって、障がい者総合サポートセンターの機能が揃います。

今後も障がいの暮らしを総合的に支える拠点としての役割を果たしていきます。



完成イメージ



(3) 居住の場の確保・充実

親元からの自立、入所施設や精神科病院からの地域移行等を進めるため、グループホーム等の居住の場を確保していく必要があります。

平成30年1月1日現在、区内には68か所のグループホームがありますが、障がい者の地域生活を支える場として今後も需要が見込まれます。

グループホーム整備費の補助、研修などの実施によるグループホームの運営支援に加え、民間賃貸住宅への入居支援などに取り組んでいきます。

【これまでの主な取組】

- 区内で新規にグループホームを開設する事業者に整備費用を補助しています。
- 平成27年の消防法施行令改正で、グループホームに指定消防設備の設置が義務付けられたため、補助金を交付し、自動火災報知設備等の設置促進を図りました。
- 施設の安全性向上のため、グループホーム等の施設に防犯設備の整備費用を補助しています。
- 平成29年7月に、グループホーム間の連携強化や情報共有等のため、「大田区障がい者グループホーム連絡会」を立ち上げました。
- 区内の民間賃貸住宅に居住し、転居先を探している障がい者世帯等に対し、協力不動産店リストの提供、不動産関係団体への物件照会等を行っています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ グループホームの整備支援			
	<ul style="list-style-type: none"> ・区内で新規に開設する事業者に対する整備費補助の実施 ・防犯設備の整備費用の補助を実施 ・公有地活用等による整備促進の検討 			
	○ グループホームの運営支援			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者グループホーム連絡会を開催 ・グループホームの特徴や空き情報等の情報発信の仕組みを検討 ・世話人等への研修の実施 			
対象ライフ ステージ	○ 住宅確保の支援			
	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会の設置 新規 ・住宅に困窮する障がい者等に対し、民間賃貸住宅への入居を支援 ・賠償責任保険料及び家賃保証制度加入費の一部助成を実施 ・取壊しによる立退き等の際に礼金・仲介手数料等の一部助成を実施 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター 建築調整課			



(4) サービスの質の確保・向上 **重点**

地域で安定した生活を送るためには、個々の状況に応じて適切なサービスを選択できるとともに、サービスの質の向上を図ることが重要です。

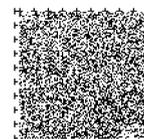
サービスの質の確保・向上に向けて、区内の障がい福祉従事者の人材育成及び定着の支援、区の福祉職職員として必要な能力向上のための研修の実施、福祉サービス第三者評価の受審促進などに取り組んでいきます。

〔これまでの主な取組〕

- 区内で障がい福祉に従事する方の能力及び質の向上のため、平成27年度に「大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針」を策定し、研修を実施しています。
- 今後の区の福祉職職員のあり方と人材育成の指針について検討するため、平成28年6月から「福祉職のあり方及び人材育成プラン検討部会」を開催して議論を重ね、平成29年3月に「福祉職のあり方及び人材育成方針」を策定しました。
- 指定管理者が運営する区立障がい者施設の管理運営状況を、モニタリングを通じて検証し、適切なサービス提供を図るための指導監督を行っています。
- 区内の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審費用の補助を実施するほか、説明会や郵送等による受審勧奨を行っています。

〔これからの主な取組〕

取組内容	○ 福祉人材の育成・定着支援			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉人材を体系的に育成するための研修を実施 ・介護事業所と障害福祉サービス事業所が連携できる研修の実施 ・区の福祉職職員が必要な能力をさらに高められる研修の実施 			
	○ 指導検査等の実施			
対象ライフ ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者のモニタリング実施 ・実地指導検査の実施 			
	○ 福祉サービス第三者評価の受審促進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・区立障がい者施設の計画的かつ継続的な受審 ・区内の事業者に対し、説明会や郵送等による受審勧奨を実施 ・区内の事業者に対する受審費用の補助を実施 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	福祉管理課 障害福祉課 障がい者総合サポートセンター			



(5) 就労支援の充実

平成 25 年に、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」が改正され、平成 30 年度から、法定雇用率が引き上げられるとともに、精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に加わります。

また、障害者総合支援法の改正により、平成 30 年度から「就労定着支援事業」のサービスが新たに設けられることになりました。

障がい者の雇用をとりまく状況が変化していく中、本人及び企業への就労促進支援や就労定着支援等の取組をさらに強化していく必要があります。

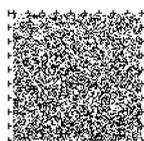
労働、教育、福祉等の関係機関で構成するネットワーク会議の開催などにより、就労支援の充実を図るとともに、多様なニーズに応じた就労促進支援事業等に取り組んでいきます。

【これまでの主な取組】

- 平成27年3月から、障がい者就労支援センターを障がい者総合サポートセンターへ移設し、就労移行支援事業等を実施しています。
- 関係機関との連携強化を図るため、「障害者就労促進担当者会議」のほか、平成27年度から、「精神障がい者の職場体験実習実行委員会」や「就労移行支援事業所連絡会」等の新たなネットワーク事業に取り組んでいます。
- 大田区自立支援協議会と連携して、平成28年度に就労定着支援の量と質の調査を実施しました。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 就労支援ネットワークの充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ネットワーク会議の開催及び運営方法等の検討 ・実務者による連携が進むようなネットワーク会議の検討 ・障がい福祉分野以外と連携したネットワーク事業を実施 ・生産活動支援施設連絡会による受注契約の拡大等の取組の強化 			
対象ライフ ステージ	○ 就労促進・定着支援事業の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者のチャレンジ雇用の実施 新規 ・障害者総合支援法改正による新たなサービスである就労定着支援事業を踏まえた、既存事業の見直し・調整 ・多様なニーズに対応した就労相談の実施 ・協力企業の開拓等による職場体験実習の実施 ・ネットワーク事業等を活用した支援者の育成 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
			○	
所管	障害福祉課 志茂田福祉センター 上池台障害者福祉会館 障がい者総合サポートセンター			



（６）地域生活移行支援の充実

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する方に対し、自らの望む生活を実現できるよう適切な支援を行っていく必要があります。

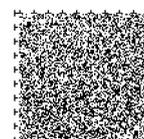
地域生活移行支援コーディネーター、相談支援事業者、医療機関等と連携し、地域移行支援や地域定着支援などのサービスを活用しながら、本人が望む地域生活の実現に向けて取り組んでいきます。

【これまでの主な取組】

- 精神障害者地域生活安定化支援事業として、地域生活移行支援コーディネーターを２人配置し、退院促進や退院後の生活支援等を行っています。
- 障がい者総合サポートセンターで、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を行っています。
- 地域生活への円滑な移行等のため、つばさホーム前の浦において自立生活訓練事業を実施しています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 地域生活移行支援体制の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活移行支援コーディネーターの配置 ・地域生活安定化支援調整会議及び個別ケア会議の実施 ・地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等の実施による地域生活への定着促進 			
対象ライフ ステージ	○ つばさホーム前の浦の機能強化			
	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活訓練事業の見直しの検討 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
			○	○
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター			



(7) 余暇活動の充実

豊かで潤いのある生活を送るためにはスポーツやレクリエーションなど、余暇の時間を楽しむことが重要です。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、障がい者スポーツの普及や理解の促進に取り組んでいきます。

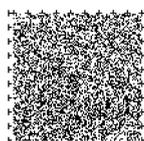
また、充実した余暇活動の機会や仲間とレクリエーション等を楽しむ場を提供していきます。

〔これまでの主な取組〕

- 仕事の後に仲間と会い、語らうことで、リフレッシュをしてもらうため、就労者のための余暇活動支援事業を実施しています。
- 障がい者総合サポートセンターにおいて、レクリエーション等を提供するため、余暇活動支援事業と若草・コスモス青年学級を実施しています。
- 障がい者がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康の保持と増進を図るため、障がい者水泳教室を実施しています。
- 「スポーツ健康フェスタ」への障がい者の参加を促進するため、障がい者施設へのチラシ配付等の周知活動や、手話通訳者を配置するなどの体制づくりを行っています。

〔これからの主な取組〕

取組内容	○ 余暇活動支援の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・余暇活動支援事業の実施 ・若草・コスモス青年学級の実施及びボランティア確保のための周知 ・就労者のための余暇活動支援事業の実施 			
対象ライフ ステージ	○ 障がい者スポーツの推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ体験やパラリンピアンとの交流等の実施 ・指導者の育成等による障がい者スポーツの普及及び理解促進 ・参加型スポーツイベントの内容や周知方法の工夫等の実施 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	スポーツ推進課 障がい者総合サポートセンター			



コラム③

～ 障がい者スポーツの祭典 ～

東京 2020 オリンピック・パラリンピックが開催されることになり、大きな盛り上がりを見せています。

スポーツには大きな力があり、参加するアスリート、スタッフ、家族、地域の方々など、様々な人が同じ時間の中で経験を分かち合うことで、楽しみ、夢や希望を与えてくれます。

● パラリンピック

パラリンピックとは、障がいのあるトップアスリートが出場できる世界最高峰の国際競技大会です。1960年にローマで開催された国際ストック・マンデビル大会が、第1回パラリンピック競技大会と位置付けられています。1964年のオリンピック競技大会後に東京で開催された、国際ストック・マンデビル大会で「パラリンピック」という名称が大会の愛称として名付けられました。

東京 2020 パラリンピック競技大会では、22 競技の開催が予定されています。競技会場は、基本的にオリンピックと同じ会場が使用され、大会の開会式・閉会式は新国立競技場で実施されます。東京は、世界で初めて2回目の夏季パラリンピックを開催する都市であり、ダイバーシティ（多様性）実現の大きな契機となる大会として注目されています。



シットティングバレー教室の様子

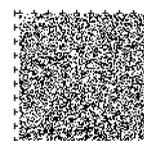
● デフリンピックとスペシャルオリンピックス

デフリンピックは、聴覚障がい者の総合スポーツ競技大会で、夏季、冬季の世界大会が4年に一度開催されます。

足下のライトの点滅でスタートを知らせたり、旗を振ったりするなど、各競技で視覚的に工夫する以外は、オリンピックと同じルールで運営されます。参加者は国際手話を使ってコミュニケーションを図ります。

スペシャルオリンピックス（略称：SO）とは、知的障がい者に様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じて提供している国際的なスポーツ組織です。名称が複数形で表されているのは、日常トレーニングから世界大会まで、様々な活動が行われていることを意味しています。

4年に一度、オリンピック競技種目に準じたスポーツプログラムで夏季、冬季の世界大会が開催されています。



（８）保健・医療の充実

精神障がい者や難病患者、医療的ケアの必要な方などには、福祉分野だけではなく、特に保健・医療分野との緊密な連携によるきめ細やかな支援が必要です。

また、障がいを早期に発見し、適切な支援につなげていくことで、二次的な障がいなどを防止することも重要です。

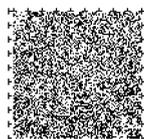
医療的ケアの必要な方の支援を充実させるため、新たに各関連分野の支援機関による協議の場を設置するほか、難病等についての周知や医療機関等の関係機関と連携した支援に取り組んでいきます。

【これまでの主な取組】

- 地域健康課において、乳幼児健康診査や小児神経科医による乳幼児発達健康診査を実施し、必要に応じて心理相談や、こども発達センターわかばの家、専門医療機関等につないでいます。
- 思春期から高齢期まで、様々な心の問題について、専門医による精神保健福祉相談や保健師による相談を実施し、必要な人には治療の勧奨を行っています。
- 平成29年11月に、「大田区難病対策地域協議会」を設置しました。
- 平成27年度から、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい者の家族の一時的な休息等のため、訪問看護師等を派遣する重症心身障がい児（者）在宅レスパイト事業を実施しています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 早期発見・早期支援の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の実施 ・乳幼児発達健康診査の実施 			
	○ 精神障がい者への支援の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉相談の実施 ・関係機関とのネットワーク構築 			
対象ライフ ステージ	○ 難病患者への支援の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・区内社会資源の周知推進 ・難病講演会の実施 ・難病対策地域協議会の開催 			
	○ 医療的ケアの必要な方の在宅生活支援の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）医療的ケア児・者支援関係機関会議の設置 新規 ・重症心身障がい児（者）在宅レスパイト事業の拡充 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	障害福祉課 健康づくり課 地域健康課			



(9) 教育の充実

障がいのある児童・生徒の教育については、子どもの成長段階に応じて、区立小中学校の通常の学級や特別支援学級、都立特別支援学校など、様々なステージにおいて、適切な教育を切れ目なく行うことが重要です。

幼児期から学齢期までの特別支援教育の充実を図るとともに、保護者の心情に配慮しながら、一人ひとりの児童・生徒が適切な教育を受けられるよう、発達の状態や障がいの特性に合わせた特別支援教育についての相談、助言を行っていきます。

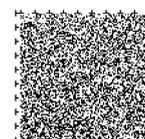
また、特別支援教育や障がいに関する研修の充実を図り、通常の学級を含めた全ての教員の理解の向上に取り組んでいきます。

【これまでの主な取組】

- 保護者を対象とした幼児教育相談や幼稚園への訪問相談等を実施しています。
- 幼稚園教諭や学校教員等に、特別支援教育に関する研修などを実施しています。
- 幼児への支援の連続性を確保するため、保育園、幼稚園、小学校による「保幼小地域連携協議会」を開催しています。
- 様々な課題を抱える家庭の支援を行うスクールソーシャルワーカーの増員や、就学相談の増加に伴う心理職相談員の増員を行っています。
- 都立特別支援学校と連携して、区立小中学校への巡回相談を実施し、あわせて巡回相談に係る連絡協議会を開催しています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 幼児教育の振興			
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者を対象とした幼児教育相談の実施 ・訪問相談や園内研修を通じた幼稚園等への支援の実施 			
	○ 就学・教育相談の充実			
対象ライフ ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の気持ちに寄り添った就学相談の実施 ・スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携強化 ・発達障がいのある児童の保護者に向けたペアレントトレーニングの実施 ・幼児への支援の連続性を確保するための保幼小地域連携協議会の開催 			
	○ 特別支援教育の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小中学校に特別支援学級（知的固定学級）の新設を検討 ・区立中学校に特別支援教室の設置を検討 ・幼稚園教諭や学校教員等に対する特別支援教育に関する研修の充実 ・都立特別支援学校と連携して区立小中学校への巡回相談等を実施 			
乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期	
○	○	○		
所管	学務課 指導課 教育センター 幼児教育センター			



(10) 保育の充実

子育て中の保護者は様々な悩みや不安を抱えており、適切な保育を受けられる体制づくりを進めていくことが重要です。

心身に障がいのある子どもが安心して生活できる環境の中で、他の子どもとともに成長できるように、障がいの特性に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら保育を行っていきます。

【これまでの主な取組】

- 保護者等への支援のため、小児神経科医、臨床心理士などの専門職が保育園等への巡回相談を実施しています。
- 巡回相談に携わっている専門職の助言を受けて、子どもの特性に合わせた援助法をまとめた冊子を作成し、保育実践に役だてています。
- 作業療法士による感覚統合を踏まえた遊びの保育実践を取り入れています。
- 小学校6年生までの要支援児の受け入れを、全ての学童保育室で行っています。
- 支援を必要とする子どもたちへの接し方などについて、児童館等の職員に対する研修を実施しています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 統合保育の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園における医療的ケア児受け入れのモデル実施 新規 ・巡回相談回数増加による支援体制の強化 ・保育士への統合保育研修の実施 ・子どもの特性に合わせた援助法をまとめた冊子を活用した保育の実施 ・作業療法士などの専門職との連携による保育の実践 			
対象ライフ ステージ	○ 学童保育室での受入体制の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小学校内に設置している放課後ひろばと学校との連携強化 ・区の心理職職員による巡回相談の実施 ・研修等による児童館等の職員の支援力の向上 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○		
所管	子育て支援課 保育サービス課			



(11) 発達障がい者支援の充実

平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行されて以降、発達障がいに関する認知度が高まっており、各分野での支援の取組も進んでいます。

家族等からの相談も増えており、大人になってから発達障がいと診断されて相談に来ることも少なくありません。

こうした中、発達障がい者に対する支援体制を一層充実させ、切れ目のない支援体制を構築していくことが必要です。

関係機関等と連携した支援体制の構築や区民等への理解啓発など、発達障がい者へ適切な支援が行き届くよう取り組んでいきます。

〔これまでの主な取組〕

- 発達障がいでお困りの方が継続した支援を受けるためのツールとして、「サポートブックかけはし」を作成し、普及啓発の取組を行っています。
- 療育や放課後活動などを相談できる、発達支援応援フェアを開催しています。
- 関係機関との連携強化のため、「大田区障害児関係機関連絡会議」や「大田区児童発達支援地域ネットワーク会議」などを開催しています。
- 区民、関係機関等への理解啓発のため、発達障がいシンポジウムやこども発達支援講演会などを開催しています。

〔これからの主な取組〕

取組内容	○ 発達支援の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基づいた療育・相談事業等を障がい者総合サポートセンターで実施 新規 ・学齢期の発達障がい児を対象に、放課後等デイサービス、地域支援事業などを障がい者総合サポートセンターで実施 新規 ・こども発達センターわかばの家の事業の見直し・強化 ・発達支援応援フェアの開催 ・ネットワーク等を活用した支援の質の向上 			
	○ 発達支援ネットワークの充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児関係機関連絡会議の開催 ・児童発達支援地域ネットワーク会議の開催 			
対象ライフ ステージ	○ 発達障がいの理解啓発の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいシンポジウム、こども発達支援講演会などの開催 ・啓発用パンフレットの配布等による理解啓発の促進 			
所管	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
障害福祉課 障がい者総合サポートセンター				



(12) 高次脳機能障がい者支援の充実

高次脳機能障がい者の多様なニーズに対し、切れ目のない支援を行っていくためには、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野の様々な機関の連携による長期間の関わりが必要です。

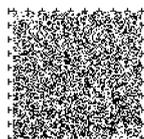
東京都の区市町村高次脳機能障害者支援促進事業と連携して、高次脳機能障がい者支援員を配置し、本人とその家族に対する相談支援を実施するとともに、医療機関等の関係機関と連携しながら、支援の充実に取り組んでいきます。

【これまでの主な取組】

- 医療、保健、福祉等の関係機関による連絡会や、区内の自立訓練（機能訓練）事業所による連絡会等を開催し、ネットワークの構築を行ってきました。
- 高次脳機能障がいの理解啓発のため、相談窓口を掲載したリーフレットや家族に向けた高次脳機能障がいの冊子を作成・配布しています。
- 支援者の高次脳機能障がいの理解を促進するため、出前講座を実施しています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 障がい特性に応じた支援の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に応じた訓練プログラムを実施 ・専門的な相談支援の実施 ・支援者の育成のための研修等の実施 ・在宅の方への訪問支援の実施 ・就労系事業所への受け入れ支援 ・身体障害者手帳を所持していない高次脳機能障がい者への訓練対応 ・高次脳機能障がいのある子どもや家族等への相談支援体制の整備 			
対象ライフ ステージ	○ 関係機関との連携強化			
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、保健、福祉等の関係機関との連絡会等の開催 ・東京都心身障害者福祉センター及び区南部圏域高次脳機能障害者支援普及事業と連携し、連絡会や症例検討会へ参加 			
所管	○ 高次脳機能障がいの理解啓発の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発用パンフレットの配布等による理解啓発の促進及び支援機関の周知 ・地域での居場所づくりの促進への協力 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
	志茂田福祉センター 上池台障害者福祉会館 障がい者総合サポートセンター			



【基本目標2】 ともに支え合い暮らせるまち

(1) 相談支援の充実

障がい者が地域で暮らしていくためには、困ったときに頼りになる相談先があることや、個々の様々なニーズに応じた相談支援を行っていくことが重要です。

基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターを中核として、相談支援事業者等との適切な役割分担を行い、連携しながら相談支援体制を構築していきます。

〔これまでの主な取組〕

- 障がい者総合サポートセンターで、幅広い相談に対応できるように、様々な専門資格をもつ相談支援専門員や、臨床心理士等の専門職が相談支援を行っています。
- 地域福祉課と地域健康課において、本人や家族などからの相談に応じ、問題解決のための支援を行っています。
- 「大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針」に基づき、ケアマネジメント研修や相談支援専門員研修等を実施しています。
- 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動から、地域の実態について意見交換を行う場として、区職員も含めた研修を実施しています。
- 障がい者総合サポートセンターにおいて、登録ピアカウンセラーによるピアカウンセリングや、各障がい者団体主催の障がい別相談会を実施しています。

〔これからの主な取組〕

取組内容	○ 相談支援体制の強化			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターを核とした包括的な相談支援体制の構築 ・障がい者総合サポートセンターで総合相談や専門相談等を実施 ・相談支援従事者研修（初任者・現任）の実施による相談支援専門員の養成 			
	○ ケアマネジメント能力の向上			
対象ライフ ステージ	○ ピアカウンセラー・相談員の活動推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・登録ピアカウンセラーによるピアカウンセリングの実施 ・ピアカウンセラー向けの研修の実施 ・各障がい者団体主催の障がい別相談会の実施 ・身体・知的障害者相談員研修及び区職員との懇談会の実施 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	地域福祉課 上池台障害者福祉会館 障がい者総合サポートセンター 地域健康課			



(2) 地域ネットワークの充実 **重点**

地域における多様なニーズに的確に対応し、様々な分野にわたる生活課題を解決していくためには、行政機関と地域の関係機関や関係団体などが一体となり、包括的な支援体制を構築していく必要があります。

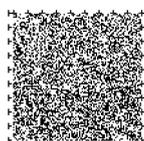
障がい者総合サポートセンターをネットワークの「核」として、地域における支援体制を構築していきます。

【これまでの主な取組】

- 地域の関係機関とのネットワーク構築のため、相談、就労、グループホームなどの様々なネットワーク会議等を開催しています。
- 地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行い、関係機関との連携体制を構築するため、平成20年7月に「大田区自立支援協議会」を設置し、専門部会や研修会等を開催しています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 障がい者総合サポートセンターを「核」とした地域ネットワークの構築			
	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者によるネットワークづくり ・ネットワークの活用方法等についての検討 ・様々なネットワーク間の有機的な連携体制の構築 			
対象ライフ ステージ	○ 自立支援協議会の運営			
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の障がい福祉の課題について具体的な検討の実施 ・専門部会や研修会等の開催 ・活動内容等の情報発信 ・効果的な運営のための会議構成等の検討 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター			



（3）障がいを理由とする差別の解消の推進 **重点**

障がいのある人もない人も、お互いにそのらしさを認め合いながら、ともに生きる社会の実現に向けて、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。

障害者差別解消法施行に伴い、区には「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などが求められています。

障がいを理由とする差別の解消の推進に向け、必要な合理的配慮の提供、区民等への啓発活動などに取り組んでいきます。

【これまでの主な取組】

- 区全体で取組を推進していくため、平成27年8月に、両副区長を本部長、各部長を構成員とする「大田区障害者差別解消推進本部」を設置しました。
- 区職員が障害者差別解消法に基づき適切に対応するため、平成28年3月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大田区職員対応要領」を策定しました。
- 地域の関係機関等との連携体制を構築し、障がい者差別の解消に向けた取組を推進するため、平成29年2月に「大田区障がい者差別解消支援地域協議会」を設置しました。
- 障害者差別解消法の普及啓発を図るため、啓発用パンフレットの作成・配布、区ホームページによる情報発信等を行っています。
- 障がい者サポートセンターと、各地域福祉課、障害福祉課の窓口との間で、タブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスを実施しています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 行政サービス等における合理的配慮の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員対応要領に基づき適切な対応を実施 ・区職員に対する研修等の実施 ・タブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスの実施 			
	○ 障がい者差別解消支援地域協議会の充実			
対象ライフ ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別に関する相談事例や情報の共有 ・障がい当事者の参画等による会議の活性化 			
	○ 障がい者差別解消のための啓発活動の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、ホームページ等を活用した普及啓発の実施 ・区民や事業者に対する講演会等の開催 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター			



コラム④

～ 障害者差別解消法について ～

「障害者差別解消法」は、障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環としてつくられた法律で、平成 28 年 4 月 1 日から施行されています。

国や地方公共団体などの行政機関、民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などを定めることにより、共生社会の実現をめざしています。

● 法律の概要

この法律では、行政機関と民間事業者に対し、「障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています（民間事業者の合理的配慮の提供は努力義務）。

また、障がい者も含めた国民一人ひとりが、障がいを理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならないとされています。

【不当な差別的取扱い】

正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯などを制限したりすることにより、障がい者の権利利益を侵害することです。

【合理的配慮】

本人や家族などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施にあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁（生活を送るうえでバリアとなる様々なもの）を取り除くために必要な配慮を行うことです。

合理的配慮の提供にあたっては、お互いの建設的対話により、具体的な場面ごとに適切な方法を考えていくことが大切になります。

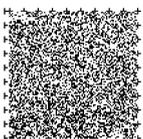


【合理的配慮のためのツール】
大田区オリジナル筆談ボード

● 障がいの「社会モデル」

障がいを考えるときに大切なこととして、国際的にスタンダードなものとなる「社会モデル」という考え方があります。これまで、障がいは、病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるとされてきました。これを「医学モデル」といいます。

社会モデルでは、障がいは個人の問題ではなく、社会への統合の問題であり、社会の環境、例えば、足に障がいがある方にとっての建物の段差などによって作り出されていくものであると考えています。



（４）地域との交流の充実

地域生活では、障がいのある人もない人も相互に交流を深め、理解しながら、支え合っていくことが重要です。

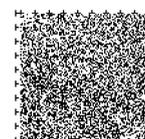
障がい者施設のおまつりや、地域住民や近隣の関係機関と協働した交流事業などを行い、障がいのある人もない人も相互交流できる機会を提供していきます。

【これまでの主な取組】

- 障がいのある人もない人もともに集えるイベントとして、しょうがい者の日のつどいを実施しています。
- 障害者福祉強調月間に、しょうがい者巡回パネル展・しょうがい者文化展を実施しています。
- 障がい者総合サポートセンターのさぽーとぴあスペシャル・デーなど、各障がい者施設において施設まつりを開催しています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ しょうがい者の日のつどい・障害者福祉強調月間の実施			
	<ul style="list-style-type: none"> ・しょうがい者の日のつどいの実施 ・しょうがい者巡回パネル展・しょうがい者文化展の実施 			
対象ライフ ステージ	○ 地域交流事業の実施			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施設において施設まつりを開催 ・障がい者総合サポートセンターで実施する余暇活動支援事業等を活用し、地域との交流を促進 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター			



【基本目標3】 安全・安心に暮らせるまち

(1) 災害時相互支援体制の整備

平成23年3月に発生した東日本大震災や、平成28年4月に発生した熊本地震が大規模な被害をもたらしたことは記憶に新しく、また、首都直下型地震等の大規模災害がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

こうした中、様々な災害に備え、被害を最小限に抑えられるよう、着実に対策を進めていくことが重要です。

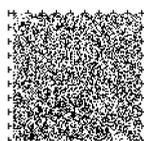
要配慮者支援の方法や関係機関との連携方法等の普及、要配慮者支援組織の拡充などに取り組んでいきます。

〔これまでの主な取組〕

- 平成29年4月から、「災害時要援護者名簿」の名簿登録対象者を見直すとともに、名称を災害対策基本法に定める「避難行動要支援者名簿」に変更しました。
- 避難支援の必要性が特に高い、在宅で常時人工呼吸器を使用している方について、本人の同意を得て個別支援プランの作成を進めています。
- 要配慮者支援をテーマとした講習会を開催しています。
- 災害時などにおける自助・共助のためのツールとして、大田区自立支援協議会と連携して「ヘルプカード（たすけてねカード）」を作成し、普及啓発の取組を進めています。

〔これからの主な取組〕

取組内容	○ 要配慮者及び避難行動要支援者支援の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援組織の拡充 ・避難行動要支援者名簿の更新及び登録勧奨の実施 ・避難支援の必要性が特に高い方の個別支援プランの作成を検討 			
対象ライフ ステージ	○ 災害時相互支援意識の普及啓発			
	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援をテーマとした講習会の開催 ・総合防災訓練等での要配慮者支援活動を課題とした訓練の実施 ・ヘルプカード（たすけてねカード）の周知啓発 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	防災危機管理課 福祉管理課 障害福祉課			



コラム⑤

～ 大規模災害に備えて ～

近い将来の発生が危惧されている首都直下型地震等の大規模災害では、区内においても甚大な被害が発生することが想定されています。

少しでも被害を軽減させるため、家庭内での備蓄、避難訓練への参加、そして地域において協力して助け合える関係づくりをしておくことが大切です。

● 要配慮者と避難行動要支援者

【要配慮者】

災害から自らを守るため、またその後の避難生活を送るうえで、一定の配慮が必要な方のことで、一人暮らしや日常生活に支障のある高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等が対象になります。

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害が発生した場合や災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方のことをいいます。

● 避難行動要支援者名簿

「避難行動要支援者名簿」は、災害が起こったときの避難支援や安否確認等のために使用される名簿です。平成22年から作成してきた「災害時要援護者名簿」の見直しを行い、この名簿に引き継いでいます。

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者のうち、避難支援等の関係者に名簿を提供することについて同意を得た方の住所や氏名などが掲載されています。

また、区には対象者の方全ての情報が掲載されている「原簿」もあり、生命や身体を守るために特に必要な場合には、避難支援等の関係者に情報提供を行います。

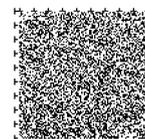
● 福祉避難所

「福祉避難所」とは、高齢者や障がい者、乳幼児等で、区立の小・中学校等の避難所（一次避難所）での避難生活を送ることが困難な方が一時的に避難生活を送るための避難所（二次避難所）です。

障がい者施設や特別支援学校等と福祉避難所の協定を結んでいます。



【自助・共助のためのツール】
ヘルプカード（たすけてねカード）



(2) 福祉避難所の体制整備

障がい者や高齢者、乳幼児など、小中学校等の避難所（一次避難所）で避難生活を送ることが困難な方のために開設する福祉避難所の体制整備を進めていく必要があります。

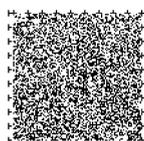
災害時の福祉避難所開設に備えて、各福祉避難所に備蓄品を配備するとともに、マニュアルの作成・検証、訓練の実施等を推進していきます。

〔これまでの主な取組〕

- 福祉避難所として協定を結んでいる障がい者施設等に、非常食糧、生活必需品等の備蓄品を配備しています。
- 福祉避難所用のステッカーとのぼり旗を作成し、福祉避難所として協定を結んでいる障がい者施設及び特別支援学校に設置しています。
- 福祉避難所標準マニュアル等を作成し、各福祉避難所のマニュアル作成を支援しています。

〔これからの主な取組〕

取組内容	○ 福祉避難所備蓄品の配備			
	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の配備及び見直し ・配備した備蓄品の期限前での適切な入れ替え 			
対象ライフ ステージ	○ 福祉避難所開設訓練の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉避難所の福祉避難所開設・運営マニュアルの検証 ・各福祉避難所において開設訓練の実施を促進 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	防災危機管理課 障害福祉課			



(3) 防犯対策の充実

平成 28 年 7 月に相模原市の障害者支援施設で発生した事件を契機に、障がい者施設等における防犯体制の強化が求められています。

障がい者施設等に対し、防犯設備の設置や防犯マニュアルの作成等の取組を促進していきます。

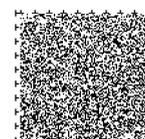
また、振り込め詐欺等の傾向や具体的な手口及びその防止策などについて啓発活動を行い、被害に遭わないようにしていきます。

【これまでの主な取組】

- 障がい者施設等に対し、利用者の安全確保を図ることを目的に、非常通報装置や防犯カメラ等の防犯設備の整備費用を補助しています。
- しょうがい者の日のつどいや施設まつりなどのイベントにおいて、振り込め詐欺等被害防止のチラシを配布し啓発を行っています。
- 振り込め詐欺等被害防止対策として、自動通話録音機貸与事業を行っています。
- 区民安全・安心メールへの家族を含めた登録促進に向けて広報を行っています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 福祉施設等の安全体制の確保			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施設等に対し防犯設備の整備費用の補助を実施 ・障がい者施設等の防犯マニュアルの作成を促進 			
対象ライフ ステージ	○ 振り込め詐欺等防止のための啓発活動の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・警察と連携し区や施設のイベント等における効果的な啓発活動の実施 ・自動通話録音機を活用した振り込め詐欺等被害防止対策の実施 			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	防災危機管理課 障害福祉課			



（４）消費者トラブル防止体制の推進

障がい者の消費者トラブルでは、本人にだまされているという自覚がなかったり、トラブルに気づかなかったりして、周囲に相談ができにくいなどの傾向があり、消費者被害の拡大につながってしまうことがあります。

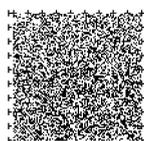
様々な関係機関と連携を取りながら、障がい者の消費者トラブルの未然防止と拡大防止に向けて取り組んでいきます。

〔これまでの主な取組〕

- 障がい者等からの消費者相談で支援等が必要と判断した案件について、関係機関に情報提供をしています。
- 知的障がい者、精神障がい者、支援者や家族を対象に消費者講座を開催しています。

〔これからの主な取組〕

取組内容	○ 関係機関との情報共有			
	・障がい者等からの消費者相談の状況を把握・分析し、関係機関との情報共有の実施			
対象ライフ ステージ	○ 消費者トラブル防止のための啓発活動の推進			
	・消費者トラブルの未然防止と拡大防止に向けた消費者講座を実施			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	消費者生活センター			



（５）障がい者虐待防止等の推進 **重点**

平成 24 年 10 月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行されたことに伴い、各自治体において障がい者虐待の防止及び解決に向けた取組が行われています。

障がい者への虐待は、人としての尊厳を傷つけるものであり、自立や社会参加のためにも虐待を防止することはとても重要です。

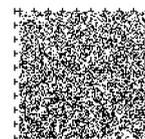
障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決、養護者に対する支援など、障がい者虐待の防止等に向けて取り組んでいきます。

【これまでの主な取組】

- 障がい者総合サポートセンターに、大田区障害者虐待防止センターを設置し、虐待通報への対応等を行っています。
- 障がい者虐待防止パンフレットを作成し、区民、事業者等に向けて、啓発活動を行っています。
- 障がい者虐待の未然防止のため、障がい福祉施設従事者の職層ごとに、障がい者虐待防止研修を実施しています。
- 障がい者虐待防止研修受講修了事業所に「受講修了ステッカー」を交付し、利用者が安心して施設を利用できるようにしています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 障がい者虐待防止研修の実施			
	・障がい福祉施設従事者の職層ごとに研修を実施			
	○ 障がい者虐待防止のための啓発活動の推進			
	・障がい者虐待防止パンフレットの作成・配布 ・障がい当事者、家族の理解啓発の促進 ・事業者が実施する障害者虐待防止法学習会への協力			
対象ライフ ステージ	○ 障がい者虐待への対応実施			
	・早期発見、早期解決に向けた虐待通報への対応実施			
	・事業者への適切な支援の提供と支援の質の向上への指導			
	・関係機関や弁護士等の専門家と連携した対応の実施			
	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	障害福祉課 地域福祉課 障がい者総合サポートセンター			



（６）成年後見制度利用支援の充実

障がい者等の権利擁護のための重要な制度である成年後見制度の利用を促進するため、平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、成年被後見人等の財産管理のみならず、本人の意思決定支援や身上の保護等が、適切に行われるべきである旨を強調しています。

個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を営むことができる社会の実現に向けて、大田区社会福祉協議会の成年後見センターと連携して、成年後見制度の利用を促進していきます。

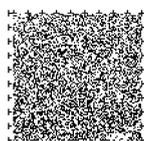
なお、未成年者を対象とした未成年後見制度もあります。この制度は、親権者が死亡等によりいなくなったとき、親族や児童相談所長等の申立てにより、家庭裁判所が選任した未成年後見人が、本人の監護と教育、財産の管理等を行います。

【これまでの主な取組】

- 平成20年5月から、成年後見制度利用支援事業として、収入が少ない被後見人等に対し、後見報酬の助成を行っています。
- 社会貢献型後見人（市民後見人）の養成を行っています。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 成年後見制度の利用促進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や親族の状況に応じて多様な媒体を活用した普及啓発の実施 ・区長申立ての適切な実施 ・成年被後見人等への後見報酬の助成の実施 ・大田区社会福祉協議会による法人後見及び後見監督の実施 ・社会貢献型後見人（市民後見人）の養成等の実施 ・地域連携ネットワークの構築 			
対象ライフ ステージ	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
			○	○
所管	福祉管理課 障害福祉課			



(7) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

誰もが安心して快適に暮らしていくためには、社会の様々なバリアを取り除いていく従来のバリアフリーの視点に加え、全ての人にやさしく使いやすいユニバーサルデザインの視点に基づくまちづくりを進めていくことが重要です。

区民一人ひとりがユニバーサルデザインの視点を持ったまちづくりに参加し、高齢者や障がい者、育児中の方や外国人等への理解を深め、誰もが自由に社会参加でき、お互いに支え合う地域共生社会の実現をめざしていきます。

【これまでの主な取組】

- 平成23年3月に、ユニバーサルデザインに関する区がめざす将来のまちの姿やまちづくりの考え方をまとめた「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を策定しました。
- 平成23年8月に、ユニバーサルデザインのまちづくりを区民、事業者、地域の団体等と区が協働して推進するため、「おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議」を設置しました。
- 平成29年3月に、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための具体的な指針として、ソフト分野とハード分野を一体とした「区民サービス及び移動等円滑化に関するガイドライン」を策定しました。

【これからの主な取組】

取組内容	○ 地域力を活かしたまちづくりパートナー活動の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインのまちづくりパートナー（UDパートナー）による合同点検の実施 ・UDパートナー制度の周知 ・UDパートナーを対象とした研修の実施 			
	○ 心のバリアフリーの促進			
対象ライフ ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小中学校における障がい理解をテーマとした総合的な学習の時間への支援 ・心のバリアフリーハンドブックの作成・配布等による普及啓発及び情報提供の実施 			
	○ ユニバーサルデザインに配慮した区民サービスの改善			
	<ul style="list-style-type: none"> ・区民サービス及び移動等円滑化に関するガイドラインの普及・活用 ・区職員に対する研修の実施 ・UDパートナーによる窓口対応等の点検の実施 			
対象ライフ ステージ	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	福祉管理課 都市計画課			

